

通達甲（副監. 総. 広. 聴1）第5号

平成19年3月28日

存	続	期	間
---	---	---	---

部長、参事官  
各 殿  
所属 長

副 総 監

#### 外部通報処理要綱の制定について

このたび、別添のとおり、外部通報処理要綱を制定し、平成19年3月30日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

#### 記

##### 制定の趣旨

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）が施行されたことに伴い、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置が定められた。

警視庁においても、これに従って、外部通報処理要綱を制定し、警視庁における外部通報を適切に処理し、公益通報者の保護を図るものである。

別添

## 外部通報処理要綱

### 第1 目的

この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び警視庁において、外部の労働者からの公益通報を適切に処理するため、公安委員会及び警視庁が取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

### 第2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 公益通報 法第2条第1項に規定する公益通報をいう。
- 2 通報対象事実 国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令（法別表に掲げる法律及び政令で定めた法律（これらの法律に基づく命令を含む。）をいう。）の刑罰規定に違反する行為、最終的に刑罰規定に違反する行為につながる法令違反行為又はその他の法令違反の事実をいう。
- 3 外部通報 公益通報のうち、通報対象事実（公安委員会又は警視庁が処分若しくは勧告等の権限を有するものに限る。）以下同じ。）に関係する事業者には雇用されている労働者（警視庁を労務提供先とする労働者を除く。以下同じ。）、当該事業者を派遣先とする派遣労働者、当該事業者の取引先の労働者及び当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者（以下「労働者」という。）が、当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を公安委員会又は警視庁に対して行う通報及び当該通報に関連する相談をいう。
- 4 通報者 公益通報のうち外部通報を行った労働者をいう。
- 5 取扱所属 通報対象事実について、処分又は勧告等をする権限に係る事務を主管する警視庁本部の課、部の附置機関又は警察署をいう。

### 第3 警視庁あての外部通報の処理等

#### 1 外部通報の受付

##### (1) 受付窓口等

ア 広報課広聴第三係に外部通報に係る窓口を設置し、窓口での受付時間は、休日

(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に規定する休日をいう。)以外の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、広報課以外の所属に外部通報があった場合は、当該所属において受け付けるものとし、その旨を広報課長に連絡するものとする。

イ 外部通報は、電話又は文書等(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。)により受け付けるものとする。

## (2) 外部通報の受理

ア 広報課長は、受理した通報を取扱所属の長(以下「取扱所属長」という。)に送付するものとする。

イ 取扱所属長は、労働者から受けた通報が外部通報に該当するときは、通報者に対し、当該外部通報を受理した旨を遅滞なく通知しなければならない。この場合において、通報者の秘密保持に配慮し、当該通報者の氏名及び連絡先並びに当該外部通報の内容となる事実を把握するとともに、当該通報者に対し、個人情報保護されること、当該外部通報に関する秘密は保持されること、受理後の流れ等を説明するものとする。

ウ 取扱所属長は、労働者から受けた通報が外部通報に該当しないときは、通報者に対し、当該通報を外部通報として受理しない旨及びその理由又は情報提供として受け付ける旨を遅滞なく通知しなければならない。この場合において、当該通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を警視庁が有しないときは、通報者に対し、当該権限を有する行政機関を遅滞なく教示するものとする。

エ 前イ及びウの規定による通知は、次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。

- (ア) 通報者が通知を望まないとき。
- (イ) 通報者が匿名であるとき。
- (ウ) その他やむを得ない理由があるとき。

## 2 外部通報の処理

### (1) 調査の実施等

ア 取扱所属長は、通報者に対し、外部通報を受理してから当該外部通報の処理を終

了するまでに必要と見込まれる期間を遅滞なく通知するよう努めるものとする。

イ 取扱所属長は、外部通報を受理した後は、必要な調査を行うものとする。調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、当該通報者が特定されないよう十分に配慮し、速やかに行うものとする。

ウ 取扱所属長は、適正な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、通報者に対し、調査の状況について適宜通知するとともに、調査の結果は速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく通知するよう努めるものとする。

エ 取扱所属長は、労働者からの通報を受理した後において、警視庁ではなく他の行政機関が当該通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、通報者に対して、当該権限を有する行政機関を遅滞なく教示するものとする。

オ 取扱所属長は、受理した外部通報で、紛議が予想されるもの、社会的反響が大きいと予想されるもの又は重要特異なものについては、速やかに主管部長（警察署長が取扱所属長である場合には、主管課経由）及び総務部長（広報課広聴第三係経由）に報告するものとする。

## (2) 調査の結果に基づく措置

ア 取扱所属長は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）を講ずるものとする。

イ 取扱所属長は、前アの措置を講じたときは、適正な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、通報者に対し、その内容等を遅滞なく通知するよう努めるものとする。

## 3 処理結果の通知等

取扱所属長は、外部通報の処理結果を、広報課長（広聴第三係経由）に通知するものとする。

なお、取扱所属長は、処理した外部通報のうち公安委員会が処分又は勧告等の権限を有するものについては、併せて、総務部長（東京都公安委員会室管理第二係経由）に報告するものとする。

## 第4 公安委員会あての外部通報の処理等

## 1 外部通報の受付

### (1) 受付窓口等

東京都公安委員会室に外部通報に係る窓口を設置し、窓口での受付は、前第3の1の(1)の規定を準用する。この場合において、「広報課以外の所属」とあるのは「企画課以外の所属」と、「広報課長」とあるのは「企画課長」と読み替えるものとする。

### (2) 外部通報の受理

外部通報の受理については、前第3の1の(2)の規定を準用する。この場合において、「広報課長」とあるのは「企画課長」と、「警視庁」とあるのは「公安委員会」と読み替えるものとする。

## 2 外部通報の処理

### (1) 調査の実施等

取扱所属長が行う調査の実施は、前第3の2の(1)の規定を準用する。この場合において、「警視庁」とあるのは「公安委員会」と、「主管部長（警察署長が取扱所属長である場合にあっては、主管課経由）」とあるのは「主管部長」と読み替えるものとする。

### (2) 調査の結果に基づく措置

取扱所属長が行う調査の結果に基づく措置は、前第3の2の(2)の規定を準用する。

## 3 処理結果の報告

取扱所属長は、外部通報の処理結果を、総務部長（東京都公安委員会室管理第二係経由）に報告するものとする。

## 第5 公安委員会への報告

総務部長は、次に掲げる場合は、公安委員会に報告するものとする。

- 1 公安委員会あての外部通報を受理したとき。
- 2 取扱所属長から、公安委員会あての外部通報の調査の結果及び措置の内容について報告を受けたとき。
- 3 警視庁あての外部通報のうち、公安委員会が処分又は勧告等の権限を有するものについて、取扱所属長から報告を受けたとき。

## 第6 秘密の保持及び個人情報保護の徹底

外部通報の処理に従事する警視庁職員（以下「職員」という。）は、次に掲げる事項を遵守し、外部通報に関する秘密を漏らしてはならない。

- 1 情報を共有する範囲を必要最小限度に限定すること。
- 2 通報者の個人情報、通報者しか知り得ない情報など通報者の特定につながり得る情報については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと。ただし、外部通報の処理を適切に行う上で真に開示する必要がある場合は、当該通報者に文書等により同意を得ること。
- 3 前2に規定する同意を得る場合には、当該通報者に対し、開示する目的、情報の範囲及び当該情報を開示することによって生ずる不利益について説明すること。

## 第7 利害関係の排除

- 1 職員は、自らが関係する外部通報の処理に関与してはならない。
- 2 取扱所属長は、職員が当該通報事案に関係を有していないかを適宜確認するものとする。

## 第8 協力義務

- 1 職員は、外部通報に関し、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。
- 2 取扱所属長は、通報対象事実に関し、他に処分又は勧告等をする権限を有する行政機関がある場合においては、当該行政機関と連携して調査を行い又は措置を講ずるなど、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

## 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、外部通報の処理に関し必要な事項は、総務部長が別に定めるものとする。